

令和6年度
中小企業リスク対策強化補助金の募集について
(一般対策型／地域連携型)

～ 受付期間 ～

令和6年5月7日（火）から

(交付申請の受付は先着順とし、予算が無くなり次第、募集を終了します)

令和6年5月
鳥取県商工労働部商工政策課
(電話：0857-26-7565)
(FAX：0857-26-8117)

中小企業リスク対策強化補助金募集要領 (一般対策型／地域連携型)

令和6年度「中小企業リスク対策強化補助金（一般対策型／地域連携型）」（以下「本補助金」という。）の募集を行いますので、交付を希望される方は下記に基づき申請をおこなってください。

1 目的

本補助金は、中小企業者等の事業環境が自然災害、感染症等の環境リスクなど、様々なリスクと隣り合わせていることから、事業継続計画（以下「BCP」という。）の策定・実践推進の取組を支援し、県内事業者の事業継続力を高めることを目的とします。

2 申請方法等

(1) 受付期間

令和6年5月7日（火）から

※注意事項

- 「7 補助対象期間」に掲げる期間内（令和7年3月31日まで）に、補助事業を完了する必要があります。なお、補助対象期間内に完了しなかった場合は補助金が交付できませんので、事前に必要な期間をしっかりと設定してから申請してください。
《補助事業の完了とは》
防災措置又は地域の安心・安全に資する活動にかかる機器等の発注・設置・代金の支払いまでを完了すること
- 交付申請の受付は先着順とし、予算が無くなり次第、募集を終了します。

(2) 申請書の提出先

ア 電子申請の場合

https://apply.e-tumo.jp/pref-tottori-u/offer/offerList_initDisplay

イ 郵送または持参の場合

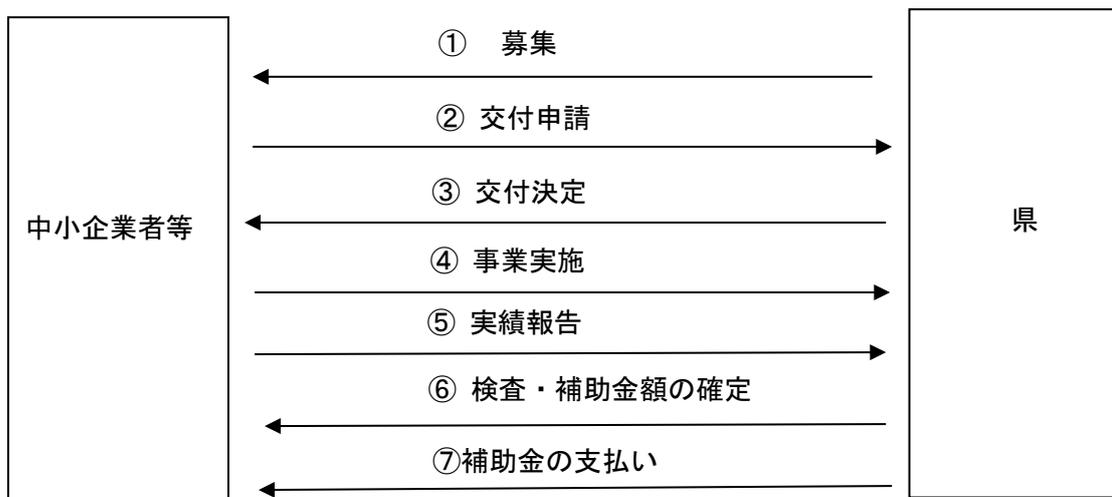
〒680-8570 鳥取市東町1丁目220

鳥取県商工労働部商工政策課

電話：0857-26-7565

FAX：0857-26-8117

3 事業の流れ



4 補助対象者

| | |
|-------|---|
| 一般対策型 | 以下の全てを満たす、 <u>中小企業者等</u> ^{※1} (1) <u>BCP</u> ^{※2} を策定していること (2) 県内に所在する事業所におけるBCPの実効性向上や災害対応力等の強化を行おうとしていること (3) 過去3年以内に本補助金の目的と同等な県の補助金の利用がないこと |
| 地域連携型 | 以下の全てを満たす、 <u>中小企業者等</u> ^{※1} (1) 策定済のBCPにおいて、地域の住民や事業者の安心・安全に資する活動等を定めていること (2) 自治会、町内会、事業者団体等と当該活動にかかる協定等を締結していること (3) 過去3年以内に本補助金の目的と同等な県の補助金の利用がないこと |

※1 「中小企業者等」とは、次のいずれかに該当するものとします。

中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に定める中小企業者^{※1-1}であって、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有するもの。

※1-1 具体的には、以下の表に示す会社及び個人、組合（企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって政令で定めるもの）が該当します。

(中小企業者の定義)

| 業種 | 次の要件を満たす会社又は個人 |
|--|------------------------------|
| 製造業、建設業、運輸業、 その他の業種 | 資本金等 3 億円以下 又は 従業者数 300 人以下 |
| 卸売業 | 資本金等 1 億円以下 又は 従業者数 100 人以下 |
| 小売業 | 資本金等 5 千万円以下 又は 従業者数 50 人以下 |
| サービス業 | 資本金等 5 千万円以下 又は 従業者数 100 人以下 |
| 製造業のうちゴム製品製造業（自動車 又は航空機用タイヤ及びチューブ製造 業並びに工業用ベルト製造業を除く。） | 資本金等 3 億円以下 又は 従業者数 900 人以下 |
| ソフトウェア業又は 情報処理サービス業 | 資本金等 3 億円以下 又は 従業者数 300 人以下 |
| 旅館業 | 資本金等 5 千万円以下 又は 従業者数 200 人以下 |

※2「BCP」とは、次のいずれの要件も満たすものとします。

- (1) BCPで対象とする重要な業務とその目標復旧時間が設定されていること。
- (2) 非常時に対応するための体制や役割、対応方法等が定められていること。
- (3) 非常時に不可欠となる物資の備蓄やデータのバックアップ等、最低限の事前対策が計画されていること。
- (4) 社員や非常時に連絡すべき重要な顧客・取引先等の連絡先が整備されていること。
- (5) 社内での教育や演習、BCPの継続的な改善方法が定められていること。

なお、上記の要件に関わらず、次のいずれかに該当する者は、本補助金の活用はできません。

- (1) 交付申請書等の提出を行った日から起算して過去2年間の事業活動に関し、故意又は重大な過失による法令違反が認められる者（法人にあっては、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）第8条第8項の規定による関係会社及びこれらの法人の代表権を有する役員を、組合等にあってはそれを構成する事業者の役員を含む。）
- (2) 次のアからエまでのいずれかに該当する者
 - ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む者
 - イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - エ 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

5 補助対象事業

| | |
|-------|--|
| 一般対策型 | B C Pの実効性向上や災害対策、感染症対策の強化を行っていく上で必要となる防災措置を講じる事業 |
| 地域連携型 | B C Pに基づき地域の住民や事業者の安心・安全に資する活動等を行う上で必要となる備品・備蓄品の導入等の措置を講じる事業 |

※注意事項

- 「7 補助対象期間」に掲げる期間内（令和7年3月31日まで）に、補助事業を完了する必要があります。なお、補助対象期間内に完了しなかった場合は、補助金を交付できませんので、ご注意ください。
- 補助金交付決定前に既に着手（発注、契約等）又は終了している事業は対象外となります。

6 補助率及び補助上限／下限額

| | | |
|-------|--------|--------------------------------|
| 一般対策型 | 補助率 | 補助対象経費の1/2 (補助金の額は千円未満切り捨て) |
| | 補助上限額 | 500千円 |
| | 補助下限額* | 300千円 |
| 地域連携型 | 補助率 | 補助対象経費の2/3 (補助金の額は千円未満切り捨て) |
| | 補助上限額 | 1,000千円 |
| | 補助下限額* | 300千円 |

※補助下限額について

- 備品・備蓄品等の導入にかかる補助対象経費が、一般対策型においては600千円未満（消費税及び地方消費税を除く。）、地域連携型においては450千円未満（消費税及び地方消費税を除く。）となる場合には対象になりません。

7 補助対象期間

令和7年3月31日まで（支払いまで終了する必要があります。）

8 補助対象経費

| | |
|--------------|--|
| <p>一般対策型</p> | <p>BCPの実効性向上や災害対策、感染症対策の強化を行っていく上で必要となる防災措置を講じるための設備等導入に要する経費で、次に掲げるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 自家発電装置、蓄電池等の購入及び設置に要する経費 (2) 緊急地震速報システム、従業員等の安否確認を行うためのシステムの導入に要する経費 (3) 非常時対応のための通信機器等の導入に要する経費 (4) データバックアップサーバー、データバックアップシステムの導入に要する経費 (5) 飛散防止フィルム、転倒防止装置等の購入及び設置に要する経費 (6) 土嚢、止水板、排水ポンプ等の購入に要する経費 (7) 従業員の安全確保のために必要となる備蓄品（非常食、簡易トイレ、毛布等）の導入に要する経費 (8) 感染症対策に資する営業や採用等の事業活動の強化のために行うシステムの導入等に要する経費 (9) 感染拡大時の拠点分散化（サテライト、製造現場、本社等）に必要なネットワーク形成等に要する経費 (10) その他補助事業の遂行に必要と認められる経費 |
| <p>地域連携型</p> | <p>BCPに基づき地域の住民や事業者の安心・安全に資する活動等を行う上で必要となる備品・備蓄品等の導入に要する経費で、次に掲げるもの。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 電力の地域開放（蓄電池、自家発電機、災害用携帯充電器等）に要する経費 (2) 地域の住民や事業者に提供する備蓄品（非常食、簡易トイレ、毛布等）の導入に要する経費 (3) 社屋等を避難所として提供する場合（災害対策基本法に基づき市町村長により「指定緊急避難場所」に指定されているものに限る。）に必要となる設備等（土嚢、止水壁、排水ポンプ等）の導入に要する経費 (4) その他補助事業の遂行に必要と認められる経費 |

※注意事項

- 消費税及び地方消費税、振込手数料、郵便為替手数料は補助対象外です。
- 1件あたり20万円以上の経費については、原則として複数者から見積書を取得してください。複数の見積書の取得が困難な場合は、その理由が分かる書面の提出が必要となりますが、合理的な理由であると認められないときは、補助対象外となります。

- 法令上備え付けることが義務付けられているものを購入するための経費、直接人件費、設備導入等以降に必要となるリース経費及び維持管理経費等の次に掲げる経費は補助対象外となります。

- (1) 除雪機、携帯電話、パソコン等の購入に要する経費
- (2) 消火器、火災報知器等の購入に要する経費
- (3) 従業員・アルバイトの給与及び賃金相当額
- (4) リースによる設置や割賦販売で設備等を購入する際に要する経費、保険料、維持管理費、運営費、調査業務等委託費、設計費等
- (5) その他商工労働部長が適切でない判断する経費

9 交付申請に必要な書類

| 区分 | 提出書類 |
|-------|---|
| 共通 | (1) 交付申請書（本資料掲載の様式第1号(第5条関係)） |
| | (2) 補助事業計画書（交付要綱様式第1号） |
| | (3) 収支予算書（交付要綱様式第2号） |
| | (4) 県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有することがわかる書類（商業登記簿謄本の写し又は定款の写し） |
| | (5) 見積書等経費の積算根拠が分かる書類（1件あたり20万円以上の経費については原則として、複数者から見積書を取得すること。） ※ 複数の見積書の取得が困難な場合は、その理由が分かる書面を提出すること。（合理的な理由があるものに限る） |
| | (6) 補助事業で取得する製品のカタログの写し等（取得するもののスペック等がわかるもの） |
| | (7) 決算書（直近2期分。個人事業主の場合は確定申告書類の写し） |
| | (8) (※鳥取県の課税対象者となる場合) 鳥取県が課税する全ての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことが確認できる書類（納税証明書等） |
| | (9) その他商工労働部長が必要と認めた書類 |
| 一般対策型 | (10) BCPの写し |
| 地域連携型 | (11) BCPの写し（地域連携にかかる項目が記載されているもの） |
| | (12) 自治会、町内会、事業者団体等との協定書等の写し |

※各様式のデータファイル（ワード）は、鳥取県のホームページからダウンロードすることができます。 様式等ダウンロード <https://www.pref.tottori.lg.jp/304372.htm>

※注意事項

- 必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合があります。
- 応募に係る一切の費用は申請者自身の負担となります。
- 応募に必要な書類の提出部数は1部です。

10 審査基準

主な審査基準は次のとおりです。(審査基準に適合しない場合、交付決定はできません。)

| | |
|--------------|---|
| <p>一般対策型</p> | <p>(1) 資格審査 ・申請者が補助対象者の要件を満たしているか。 ・BCPを策定済みか。</p> <p>(2) 実現可能性 ・機器等を導入した場合の効果や必要性は妥当なものであるか。</p> <p>(3) 事業計画・予算の適切性 ・防災措置を講ずるに当たっての計画や予算の内容が適切かつ妥当か。 ・取得しようとしているものが、複数の見積を取得して競争原理に基づいて経済的かつ合理的な金額となっているか。</p> |
| <p>地域連携型</p> | <p>(1) 資格審査 ・申請者が補助対象者の要件を満たしているか。 ・BCPにおいて地域の住民や事業者の安心・安全に資する活動等を定めているか。 ・自治会、町内会、事業者団体等と災害発生時の連携事項に関する協定等を締結しているか。</p> <p>(2) 実現可能性 ・機器等を導入した場合の効果や必要性は妥当なものであるか。</p> <p>(3) 事業計画・予算の適切性 ・防災措置を講ずるに当たっての計画や予算の内容が適切かつ妥当か。 ・取得しようとしているものが、複数の見積を取得して競争原理に基づいて経済的かつ合理的な金額となっているか。</p> |

11 補助事業に関する注意事項

(1) 補助対象経費に関すること

補助対象経費は、補助対象期間中に補助事業に対して支出する(実際に支払が行われる)費用に限られ、明確に区分でき、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。よって、電話代等、領収書によって明細を確認できない経費は対象外です。また、交付決定前に発注(申し込み)、購入、契約等を実施したのもも対象外となります。

- ・消費税及び地方消費税、振込手数料、郵便為替手数料は補助対象外です。
- ・実績報告書の検査の結果、補助金の交付決定の内容に合致しない支出、あるいは補助対象外の支出があった場合、当該支出については交付しません。
- ・補助事業者が事業の途中で補助事業の全部又は一部を遂行することができなくなった場合には、県は交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。
- ・補助事業者は、補助対象経費の収支状況等を証する書類を整備し、事業完了年度の翌年度から起算して5年間保存する必要があります。
- ・1件あたり20万円以上の経費については、原則として複数者から見積書を取得してください。複数の見積書の取得が困難な場合は、その理由が分かる書面の提出が必要となりますが、合理的な理由であると認められないときは、補助対象外となります。

(2) 不正行為等への対応

- ・交付決定後又は事業完了後であっても、虚偽の申請があった場合などは、交付決定を取り消す場合があります。

(3) 財産の処分の制限について

- ・本補助事業を活用して取得した財産は、知事の承認を受けずに交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することはできません。

1.2 BCPの普及啓発等への協力について

本補助事業を活用した方は、パンフレットやホームページ等での事例紹介など県が実施するBCP普及啓発活動への協力をお願いします。

1.3 申請時によくあるご質問

| 補助区分 | Q & A |
|-------|--|
| 一般対策型 | Q 1. 備蓄用の非常食や飲料水は補助の対象になりますか？ A 1. 従業員の安全確保等に資する備蓄用の非常食や飲料水は補助の対象になります。 |
| | Q 2. 非常時持ち出し用のパソコンや携帯電話は対象になりますか？ A 2. パソコン、携帯電話など通常業務にも使用できるものは対象になりません。除雪機も同様です。 |
| | Q 3. 補助下限額が 30 万円とありますが、機器等を購入した費用が 60 万円未満の事業は補助対象外ということですか？ A 3. そのとおりです。補助対象となるのは、防災措置等を講じるために購入した機器等の費用が 60 万円（消費税及び地方消費税抜き）以上の事業となります。 |
| 地域連携型 | Q 4. 補助下限額が 30 万円とありますが、機器等を購入した費用が 45 万円未満の事業は補助対象外ということですか？ A 4. そのとおりです。補助対象となるのは、防災措置等を講じるために購入した機器等の費用が 45 万円（消費税及び地方消費税抜き）以上の事業となります。 |
| 共通 | Q 5. 同一の事業者が利用できる補助メニューはいずれかひとつだけですか？ A 5. 異なる事業であれば、同一の事業者の方が「一般対策型」「地域連携型」いずれの補助メニューをご利用いただけます。 |

様式第1号(第5条関係)

令和 年 月 日

鳥取県知事 様

住 所
申請者 氏 名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

令和6年度中小企業リスク対策強化補助金交付申請書

中小企業リスク対策強化補助金の交付を受けたいので、鳥取県補助金等交付規則第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

| | |
|------------|--------------------------|
| 補助事業等の名称 | 令和6年度中小企業リスク対策強化補助金(〇〇型) |
| 算定基準額(見込み) | 金〇〇〇〇〇〇円 |
| 交 付 申 請 額 | 金〇〇〇〇〇〇円 |
| 添 付 書 類 | 1 事業計画書 2 収支予算書 |

(注)算定基準額が確定している場合は「算定基準額」欄の「(見込み)」を削除すること。